

F 0・8・1

平成29年11月22日

( 請 求 人 ) 様

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 金 子 豊 貴 男

同 石 川 将 誠

#### 相模原市職員措置請求について（通知）

平成29年11月7日付けの相模原市職員措置請求(以下「本件請求」という。)については、次のとおり却下したので通知します。

#### 1 請求の内容

相模原市は、厳しい財政状況の中、業務の見直しを進め、公共施設の利益者負担、民間委託を積極的に進めている。こうした中であって、旧津久井4町との合併前に各出先機関の中にあつた多数の事務局業務は合併と共に抜本的な見直しが行われ、多くを自主運営に切り替え、職員数も減員してきた。しかし、串川出張所管内には串川地域振興協議会（以下「協議会」という。）という旧市に存在しない市の直轄団体ともとれる不可解な組織が存在している。

合併当時、市は本来業務ではないとしていたが、慣例に基づき、当面の間との理由で、会計担当役員まで決めているにもかかわらず、市職員が会計処理等の年間諸業務を行ってきた。業務に対する人件費の支払いはない。これは明らかに本来業務ではない不当な団体直接関与であり、人件費の無駄使いである。

合併から10年、いまだに団体事務局の見直しは行われず、そればかりか、協議会の会則を改正してまで、事務局の所在地を出張所に位置付けている。

職員が行うべき行政事務が増大する中、多くの時間と莫大な人件費を事務局業務に浪費している他、職員による会議録改ざん疑惑も浮上している。このため、即時に協議会事務局業務の返上と各種団体事務局の見直しを求める。

## 2 却下した理由

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の長、職員等による違法又は不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、発生した普通地方公共団体における損害の補填等の措置を請求できるものである。

本件請求において請求人は、協議会の事務局業務は市職員の本来業務ではない旨を主張し、協議会の事務局業務を市職員が行うことは違法又は不当であり、当該業務に従事した市職員に係る人件費の無駄遣いであることから、当該業務の停止と協議会への返上、さらには各種団体事務局の見直しを求めていると解される。

ところで、住民監査請求においては、一定の財務会計上の行為又は怠る事実について、違法性又は不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件が満たされることになる。

これを本件請求についてみると、協議会の事務局業務については、相模原市区役所組織及び事務分掌規則(平成22年規則第19号)第5条に規定する出張所の事務分掌のうち、「地域自治団体等との連絡に関すること」の具体的な事務分担として、相模原市人事事務取扱規程(平成3年訓令第5号)第18条の規定に基づき作成された串川出張所の事務分担表には、「串川地域振興協議会に関すること」が職務として明記されているところ、請求人は、その違法性又は不当性については主観的な思料に基づいて主張しているだけで、請求書及び添付された事実証明書によって、個別、具体的に摘示しているとは言えない。

また、併せて各種団体事務局の見直しを求めていることについては、請求書及び添付された事実証明書によって、個別、具体的に「各種団体」が摘示されてい

ないことに加え、非財務会計行為についての違法性又は不当性を主張しているに過ぎず、対象を財務会計上の行為又は怠る事実に限定している住民監査請求の要件を満たしているとは言えない。

以上のことから、本件請求は法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を具備しておらず、適法な請求とは認められないため、これを却下すべきものと判断した。

以 上